

恵庭市告示第39号

工事現場等における施工体制の点検要領の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和7年3月28日

恵庭市長 原 田



記

工事現場等における施工体制の点検要領の一部を改正する告示

工事現場等における施工体制の点検要領（平成28年告示第137号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （兼任を認める対象工事） 第2条（略） 2 主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任制の点検に係る工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当する工事で請負金額が <u>4,000万円</u> 以上(建築一式工事の場合にあっては、 <u>8,000万円</u> 以上)のものとする。 3（略） 第3条～第5条（略）	第1条（略） （兼任を認める対象工事） 第2条（略） 2 主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任制の点検に係る工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当する工事で請負金額が <u>4,500万円</u> 以上(建築一式工事の場合にあっては、 <u>9,000万円</u> 以上)のものとする。 3（略） 第3条～第5条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の工事現場等における施工体制の点検要領の規定は、この告示の実施の日以後に公告する入札から適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。